市役所での手続き

住民登録

印鑑登録証、マイナンバーカード（個人番号カード）

◇亡くなった方の印鑑登録証の返却が必要となります。
◇亡くなった方のマイナンバーカードの返却が必要となります。（住基カードも同様）

受付窓口

本所 市民課、笠間支所 市民窓口課、岩間支所 市民窓口課

期　限

各種手続きを終えてからのご返却で結構です。

その他

死亡届出によって印鑑登録証は抹消されます。
マイナンバーカード（個人番号カード）は、相続などの手続きで必要になる場合がありますので、数年間保管の後、市役所に返還してください。

memo

外国籍の方

外国籍の方の届け出について①

◇外国籍の方が亡くなったとき

外国籍の方が亡くなったときは、死亡の日から１４日以内に、当該中長期在留者または特別永住者の親族または同居人に、在留カードまたは特別永住者証明書を返納していただく必要があります。この場合、東京出入国在留管理局に直接赴いて返納していただくか、郵便をご希望の場合は下記の郵送先に記載の事務所（おだいば分室）にお送りください。

受付窓口

〈返納先〉
茨城県水戸市北見町１－１　水戸法務総合庁舎１階
東京出入国在留管理局　水戸出張所
☎０２９－３００－３６０１

〈郵送先〉（郵送のとき）
〒１３５－００６４　東京都江東区青海２－７－１１
東京港湾合同庁舎９階
東京出入国在留管理局おだいば分室
☎０３－３５９９－１０６８
※封筒の表に「在留カードなど返納」と表記してください。

その他

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。
東京出入国在留管理局水戸出張所　☎０２９－３００－３６０１
外国人在留総合インフォメーションセンター　☎０５７０－０１３９０４
☎０３－５７９６－７１１２（IP電話・PHS・海外からの場合）

外国籍の方の届け出について②

◇亡くなった方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなった方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡届から１４日以内に入国管理局への届出が必要な場合があります。（届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますので、ご注意ください。）

受付窓口

茨城県水戸市北見町１－１　水戸法務総合庁舎１階
東京出入国在留管理局　水戸出張所
☎０２９－３００－３６０１